

振り込め詐欺にあったときは

○振り込め詐欺救済法について

2007年12月に「振り込め詐欺救済法」（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律）が成立して、2008年6月21日より施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の振込利用犯罪行為による被害者に対して、被害回復分配金の支払を行うために必要となる態勢整備や被害回復分配金の支払い手続等について定めたものです。

○振り込め詐欺（恐喝）とは

「振り込め詐欺（恐喝）」とは、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の総称です。

○被害にあわないために

不審に思ったら「すぐに振り込まない。一人で振り込まない」

まず、関係事実を関係者に確認するとともに、家族や知人、最寄りの警察、消費生活センター、金融機関等にご相談ください。

当組合でもご相談を承っております。

○騙されてお金を振り込んでしまったら

騙されてお金を振り込んでしまったら、まず、警察や振込先の金融機関に連絡をして振り込んだ預金口座の利用停止を求めてください。

振り込んだお金が、振込先口座に残っている場合は、被害金の返還を請求できる場合があります。

振り込め詐欺救済法に関するお問合せは当組合預金課窓口で受付しております。



【お問合せ窓口】

東京都職員信用組合 預金課
03-3349-1403